

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、令和六年能登半島地震に際し、心温まる義援金をお寄せいただき、誠にありがとうございます。

お寄せいただきました義援金は、皆様のご厚志が十分に活かされますよう、義援金受付団体、被災市町などからなる配分委員会で配分を決定し、被災者の方々に順次お届けしております。被災地は、過疎化、高齢化が進展しており、生活再建への道のりは平坦ではありませんが、皆様のお気持ちで被災者の方々への大きな励ましとなるものと確信しております。

今回の地震は、輪島市、志賀町で県内観測史上最大の震度七を記録するなど、県政史上未曾有の大災害となりました。県では、国や市町をはじめとする多くの皆様と連携し、被災者の救助、応急対策に全庁を挙げて取り組んでまいりました。今後も、被災市町、被災者、事業者の声をしっかりと受け止め、一日も早く、被災者の生活と生業を再建し、能登の創造的復興の実現に向け、全庁総力を挙げて取り組んでいく決意であります。

このたびお寄せいただきましたご厚情に対し、略儀ながら書中をもちまして厚くお礼を申し上げますとともに、皆様のますますのご発展とご健勝をお祈り申し上げます。

謹白



和六年十月

石川県知事 馳 浩

各位

皆様からお寄せいただいた義援金は、義援金配分委員会を開催し、配分計画を決定しております。直近の配分計画は以下のとおりです。今後の配分計画については、下記 QR コードより石川県ホームページをご確認ください。

温かいご支援、誠にありがとうございました。

石川県令和6年能登半島地震災害義援金配分委員会事務局  
(石川県健康福祉部企画調整室)



## 石川県令和6年能登半島地震義援金配分計画（第四次配分）

### 1 基本方針

義援金をお寄せいただいた方々のご厚志が被災者の皆様に伝わり、新たな生活に向けた動機づけとなるよう広く配分する。

### 2 義援金額

756億1,443万1,708円（令和6年10月14日現在）

### 3 配分対象

令和6年能登半島地震災害により、以下の被害を受けられた方

■人的被害：災害障害見舞金を受けられた方

■第一次配分で全住民への一律5万円の特別給付を受けた6市町以外の13市町の罹災証明書を受けすでに配分を受けている世帯

### 4 配分の考え方

- ①精神又は身体に著しい障害を受けた方に対し支給される災害障害見舞金受給者に対し、障害見舞金が弔慰金の半額であることを踏まえ、死者・行方不明者の半額となる90万円を配分
- ②第一次配分で全住民への一律5万円の特別給付を受けた6市町以外の13市町で罹災証明書を受けすでに義援金の配分を受けている世帯に対し、プッシュ型で1世帯あたり7万円を追加配分
- ③今回の残額及び今後寄せられた義援金については、今後も適宜配分委員会を開催し、その決定に基づき、追加配分を実施する

### 5 配分基準

(単位：千円)

被害区分	件数(A)	義援金単価(B)			配分類 (A×B)	
		第一～三次配分	第四次配分	合計		
人的	死者・行方不明者	411	1,800	—	1,800	739,800
	精神又は身体に著しい障害を受けた方 (災害障害見舞金受給者)	14	—	900	900	12,600
	重傷者	336	100	—	100	33,600
住家	全壊	23,154	1,800	—	1,800	41,677,200
	大規模半壊	1,191	1,350	—	1,350	1,607,850
	中規模半壊	1,645	900	—	900	1,480,500
	半壊	4,739	450	—	450	2,132,550
	準半壊	17,069	350	—	350	5,974,150
	一部損壊	82,392	100	—	100	8,239,200
6市町全住民	124,744	50	—	50	6,237,200	
13市町被災世帯	66,813	—	70	70	4,676,910	
計	322,508	—	—	—	72,811,560	

### 6 配分の時期・方法

- ・配分計画決定後、市町を経由して、速やかに配分を行う
- ・13市町の罹災証明を受け義援金の配分を受けた世帯には、プッシュ型で、義援金申請は不要とし、同じ口座に振込む